

教育民生常任委員会
予算常任委員会教育民生分科会

(平成27年6月16日)

○ 伊藤嗣也委員長

おはようございます。ただいまから教育民生常任委員会予算常任委員会教育民生分科会を開催いたします。

なお、当委員会におきましては、本日、インターネット中継を行っております。ご協力いただきますようお願いいたします。

また、本日の傍聴者ですが、報道機関さんがお見えになっております。

次に、審査順序についてですが、教育委員会、健康福祉部、こども未来部の順で審査を行います。予算常任委員会教育民生分科会として、債務負担行為の補正について、教育委員会及び健康福祉部に関する2件の審査がございます。また、これらの債務負担行為の補正に係る一般議案が当委員会に付託されており、同じく2件の審査がございます。

それから、教育委員会関連の請願の提出が1件ございました。請願第2号については、請願者から請願趣旨についての意見陳述の申し出があり、当委員会への出席を許可させていただいております。請願者からのご希望に基づき、この後、最初に審査を行います。

そのほか協議会の開催について、教育委員会から3件、こども未来部から1件の申し出がありました。あわせて、教育委員会からは報告事項が1件あるとのことですので、時間の許す限りよろしくお願いいたします。

最後に、6月定例会中における所管事務調査についてでございますが、審査日数の都合上、どうしてもこの6月定例会中に調査が必要な事項に限り提案を受けたいと思います。所管事務調査を行いたい事項はございますでしょうか、委員の皆さん。

○ 中川雅晶委員

これ、どういう提案をすればいいですかね。これ、何点か提案して、それでまた、皆さんで協議してもらおうというやり方でいいんですか。

○ 伊藤嗣也委員長

ご提案いただいて、皆さんに諮りたいと思いますが、6月定例会中は日数の都合がありますので、ご配慮いただいて。

○ 中川雅晶委員

6月定例会議会だけではなくて、今後、その日程に応じてやっていただいてもいいと思いますし。

○ 伊藤嗣也委員長

休会中ということですか。

○ 中川雅晶委員

それも含めてですけど、今回の一般質問の中で、当委員会に所管しているような内容としては、いろいろあったと思うんですけど、その中で、特に今までの流れと、それから今後も含めて、ちょうど子ども・子育て支援新システムがスタートして、本市も今、保育園・幼稚園あり方検討会議をどうしていくかという検討が始まっている中で、引き続きこの辺も所管事務調査として調査をする。しかるべくその議論をするときに準備をしていくという、幼稚園、保育所のあり方についてとかというのも必要かなと思いますし、教育委員会のところでは、コミュニティスクールであったりとか、また、学校規模適正化についても引き続きやっぱりやっていかなければならない課題かなというふうに思いました。

あと、地域包括ケアシステムの構築についても一般質問にありましたけど、検討会も市のほうで立ち上げて、これから地域包括ケアシステムの構築の検討をしていくという中で、これも以前に地域包括ケアシステムについては所管事務調査をしていますけれども、本格的に始まったという中で、これもしていく必要があるのではないかなというふうに思いますし、また、生活困窮者自立支援についても一般質問でありましたけれども、子供の貧困対策も含めた生活困窮者自立支援法に基づいて調査をするというのも必要ではないかなというふうに思いました。

チョイスをしたところでは、その辺どうかなというふうに提案させていただきます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。先ほど中川委員から5点と申し上げていいのか、何点かいただきました。

それで、皆様にお諮りしたいわけですが、今定例会議会における当委員会の審査日は本日と予備日である19日のみとなっております。したがって、中川委員にお尋

ねいたしますが、先ほどのご提案にあった複数の案件について、7月以降の休会中ではなく、今月中にどうしても行う必要があるのか、その辺はいかがでしょうか。

○ 中川雅晶委員

それは6月定例会中ということではありません。正副委員長で協議いただいて、ご提案いただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

委員の皆様、お聞き及びのとおり、先ほどの中川委員のご提案に対してお諮りをしたいと思いますが、他にございますか。

○ 樋口龍馬委員

議事進行です。

その他14番のところに休会中所管事務調査というのがございますので、そこでもう一回集めていただけるんですよ、最後に。

○ 伊藤嗣也委員長

はい。

○ 樋口龍馬委員

そうしたら、ここで何も提案を求めなくてもいいんじゃないですか。

○ 伊藤嗣也委員長

先ほど出ましたので、ここで皆さんにお諮りをさせていただいて、7月以降の休会中に扱うかどうかについてのことを諮らせてもらいますので、一応皆様に確認をとらせていただいておりますけれども。

○ 中川雅晶委員

最終もう一回、じゃ、確認すれば。

○ 樋口龍馬委員

わかりました。

○ 石川善己副委員長

とりあえず今、具体的な項目を上げていただくかどうかという部分ではなくて、他に
あるのかどうかという確認だけさせてもらって、最後もう一回休会中の所管事務調査の
ところで確認をとらせていただきたいと思います。

あと、後ほど樋口委員のほうからまた提案があるという認識だけさせてもらえばよろ
しいですか。

○ 樋口龍馬委員

また、後ほどの中で提案させていただきたい部分がありますので、よろしくお願
いいたします。

○ 伊藤嗣也委員長

7月以降の休会中の所管事務調査につきましては後ほど確認させていただきますので、
よろしくお願いたします。

それでは、先ほどの点を含めまして、正副委員長で今後の調査時期等については調整
させていただきたいと思いますが、皆さん、それでよろしいでしょうか。一任をいた
だくという形でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

それでは、審査順序に基づきまして、教育委員会に関する請願から審査を行ってま
います。

請願者をお呼びしますので、しばらくお待ちください。

請願第2号 教育現場に日本の伝統文化である「茶道・華道」の教育指導システムを一日も早く整備することを求める意見書の提出について

○ 伊藤嗣也委員長

まず最初に、当委員会に付託された請願第2号教育現場に日本の伝統文化である「茶道・華道」の教育指導システムを一日も早く整備することを求める意見書の提出についての審査を行います。

本日の請願の審査に伴いまして、請願者の方が請願趣旨についての意見陳述を行うため、お越しいただいております。

それでは、これより審査を行います。

まず、請願文書の朗読を事務局に求めます。

(事務局朗読)

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

請願の趣旨はお聞き及びのとおりでございます。

請願者の方は請願者席に移動してください。

それでは、請願者の方に請願趣旨についての意見陳述を行っていただきますので、よろしくお願ひします。

○ 請願者（西尾）

座ったままで失礼させていただきます。

おおむねのところは、今朗読していただきましたペーパーと同じことではありますが、お茶、お華の世界は、昭和48年ごろをピークに約4000万人を超える方がみえたというふう聞いておりますが、経済状況等を含めて今は多分その5分の1程度に減ってしまったのではないかと。女性の方を中心に花嫁修業という、今は死語になってしまいましたが、そういうことを中心に多くの方に広がっていったわけですけれども、そういうのがなくなりまして、非常に文化の伝承ということを含めて困窮しているというのが私たち生産者側、販売者側の状況であります。

特に家庭内工業等は全国的に非常に疲弊しておりまして、ある部分、ある部分は非常に材料が手に入らない、また、それをつくり手もいなくなってしまうと、代用品というものを考案せざるを得ないという、本物が手に入らないという状況になってきましたので、それを何とか食い止めたいという一心で、こういうシステムをつくっていただけないかなというふうに考えております。

私は仕事の関係が東京中心でありますので、東京の中高生と少し交流がありまして、そちらのほうでは、生徒数はふえてはいるそうですが、やはり予算が少ないので、本来なら必要な道具が買えない。お茶も、普通使われる量の半分から3分の2程度で、本当に薄い薄いお茶を立てながらだったり、お華のほうも道具がちゃんと手に入らずに、古いさびたものを使ったりとか、そういうものでやっているという話を聞いています。多分これは全国的にどこでも一緒なんだろうなというふうに思いまして、まず、学生を中心に、特にバブル経済の崩壊後、経済が落ち込みましたので、現在60歳代以降の年齢の方は本当に激減しまして、今、お茶、お華をやられる方は70歳以上で、70代が若手という時代になっております。そういうところですので、特に今は逆に中高生なり学生たちに力を注いで、伝統の継承なりをしていく下支えをしていただく人をつくりたいという考えで、今回請願を出させていただきました。

以上のところでは。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

請願者の意見陳述はお聞き及びのとおりでございます。

請願者の方に対して、委員の皆様から質疑があればお願いいたします。

理事者への質疑につきましては、後ほど時間を設けますので、その際をお願いいたします。

委員の皆様、質疑がありましたらよろしくお願いいたします。

○ 樋口龍馬委員

よろしく申し上げます。お疲れさまです。

済みません、ちょっと寡聞にして勉強不足で存じ上げないのですが、日本茶華道振興協会の会長さんとして、きょう、西尾さんに来ていただいているんですけども、こちらの

団体というのはどれぐらい、振興協会ですので、数多くの会が所属していると思うのですが、何団体ぐらいで構成されているのでしょうか。

○ 請願者（西尾）

済みません、これはまだ発足したてでございまして、一昨年に私が声かけをしまして、今、実際には7名の方が私の補佐をしていただいております。正直この請願がまだ通る通らないという段階でありますので、多くの方にはまだ正直ご案内はしておりません。請願が通った時点で、こういうふうにさせていただきますので、皆さんご協力お願いしますと広げる会であります。

○ 樋口龍馬委員

まず、事務局、請願者の方はマイクは要らないんですかね。それだけ、ごめんなさい、必要かどうか、必要であれば。

済みません。では、続けさせていただきます。

先ほど7名と伺ったんですが、この7名の方は、それぞれが会の代表でいらっしゃるというイメージでよろしいでしょうか。

○ 請願者（西尾）

会というより、全国に散らばる問屋なり、つくり手の方です。会社代表であったり。

○ 樋口龍馬委員

そうすると、茶道や華道の先生というお立場の方は、この7名の中には何人お見えになるんですか。

○ 請願者（西尾）

先生という立場の人はおりません。どちらかという、業者側の人間です。

○ 樋口龍馬委員

私は、茶道、華道とはちょっと畑が違うので、合気道というのをずっとやっておるのですが、この手の団体で請願とかをやっていくときになると、場合によっては独占に当たる

とかというので、結構武道会派の中でもめたりということがあったりするのですが、この
請願が通っていったときに——内容としてはわかるんですね、茶道や華道の普及振興とい
うものなんですけれども——茶道、華道にかかわる全ての皆さんがこの中に包括されてい
るかどうかということの確認をしたくて、今こういう質問をさせていただいているんです
けれども。

○ 請願者（西尾）

お茶もお華もいろんな流派がありまして、お華のほうはいけばな協会だとかいろんな協
会が、いけ芸だとかいけ協とかいろいろな協会があります。お茶のほうは、そういう横の
つながりはないわけではないんですが、やはり家元を中心としたピラミッド型の形をとっ
ておりますので、横のつながりは余りないですね、お茶のほうは。

その中で、私は業者がそういうのをやろうというのは、全国的な組織をつかって、私は
問屋ですけれども、問屋、小売店を含めて、お茶の先生をいろいろ巻き込んでいきたいと
いうのは事実です。

○ 樋口龍馬委員

僕、ちょっと勘違いしていたところがある。西尾さんは問屋さんでいらして、華道、茶
道の先生ではいらっしゃるということによろしいですか。

○ 請願者（西尾）

はい。

○ 樋口龍馬委員

わかりました。何となく、ごめんなさい、頭を切りかえます。ありがとうございます。

○ 伊藤嗣也委員長

他に質疑はございませんでしょうか。

○ 中川雅晶委員

ちょっとお伺いをしたいのは、教育指導システムというのがどういうものかちょっとイ

メージができなくて、茶道とか華道を取り入れている学校は確かにあるんですが、ネット上で見ると私立の学校がほとんどで、公立では余りやっていないという。今回はこうやって請願されるということは、そういう公立学校も含めてしっかりと教育のシステムの中に入れ込んでくださいと。この教育指導システムというのはどういうふうに理解すればいいのか、ちょっと端的に教えてください。

○ 請願者（西尾）

本当に私立を中心にクラブ活動はそこそこ盛んにされている学校もあります。それは予算的なものが出るからでありますけれども、今回の武道だとかダンスに関しても授業に取り込まれるということを含めて、実際に運動が苦手な人もいますし、その中の選択肢としてお茶やお華というのもあっていいのではないか。武道ではないですけれども、私自身としては、その中に音楽の中で邦楽を入れるとか、そういうこともってはおりまして、選択授業の一つとしてやっていただければなという、教科として取り入れていただけるような請願をしたいと思っております。

○ 中川雅晶委員

ということは、今、中学校でやっているのは柔道、剣道、それからダンスですかね。その中に華道とか茶道とかというのも同列にしてくださいという意味の請願でしょうか。

○ 請願者（西尾）

そうですね。

○ 伊藤嗣也委員長

他に。

○ 石川善己副委員長

今、ご説明の中に選択授業というようなご発言があったと思うんですが、であるならば、例えばクラブ活動と選択授業とではやっぱり違いがあって、選択授業がご希望というような理解でいいのでしょうか。

○ 請願者（西尾）

基本的にはやはり授業として取り入れていただければというのが第1希望ではありますがけれども、その中に、たしか武道も剣道、柔道だったり、いろいろ種類がある。それがたしか選べたのではないかなと思うんですけど、それと同じような段階でというか、その中にお茶とお華も入れていただけたらということです。

ただ、私は柔道とか剣道はできないけれども、お茶をやりたいとか、そういうふうな選択になるのか、いろんな項目の中でお茶とお華を授業として取り入れていただける、その辺はどういうシステムなのかは、よく私も理解はしておりませんので、端的には申し上げられないのが事実なんです。

○ 石川善己副委員長

授業でという理解でいいのかなと思います。

私個人的に今お話を伺わせていただいた感覚の中ですと、逆に選択ではなくて、日本古来の伝統を学ぶという意味で、全員が受けるべきかなというふうな意図を私は持って伺ったんですが、選択で選ばせていくという形であれば、クラブでも変わらないのかなという気がするものですから、その辺をちょっとお聞かせをいただいた次第です。ありがとうございます。

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑ございますか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑もないようです華ので、質疑はこれで終了といたします。

請願者は傍聴席にお戻りください。

それでは、理事者のほうから補足説明がありましたらお願いいたします。

○ 廣瀬指導課長

失礼します。補足説明に当たり、資料がございますので、お配りさせていただいてよろ

しいでしょうか。

○ 伊藤嗣也委員長

お願いします。

○ 廣瀬指導課長

それでは、配付させていただきました資料について確認をさせていただきます。

1枚目、市内小中学校における茶道・華道の実施状況でございます。2枚目、中学校学習指導要領（保健体育）の変遷でございます。3枚目、小中学校の各教科等の授業時数の3枚です。よろしかったでしょうか。

では、説明をさせていただきます。

まず、請願趣旨でございます武道の位置づけについて、順序ちょっと前後して申しわけございませんが、2枚目の資料にて簡単に武道についてご説明をさせていただきます。

武道につきましては、2枚目の資料でございますとおり、昭和33年の学習指導要領の改訂において、格技として保健体育科の領域の一つとして位置づけられました。

そんな中で、内容の取り扱いについて、男子生徒に指導するものということで、柔道、相撲、剣道のうちから一つを選んで指導するということが明記をされてございます。その後、2回の指導要領の改訂がありましたが、このことについては変更ございませんでした。

平成元年の学習指導要領の改訂において、格技が武道と名称変更され、この年に選択履修となっております。このことは平成10年の指導要領の改訂においても同様でございます。

資料にはございませんが、平成18年に教育基本法、学校教育法の改正の中で、伝統と文化の尊重が盛り込まれ、その資料でございますとおり、平成20年の中央教育審議会、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の指導要領の改訂についての中で、伝統や文化に関する教育の充実の重要性というものが示されてございます。このときに保健体育科の中では武道の指導を充実するということがしっかりと書き込まれております。それを受けて、平成20年の学習指導要領改訂のところで柔道が必修科になりました。

1年生、2年生の保健体育科の授業で男女とも必ず履修するということになり、現在いわゆる正課として保健体育科の授業の中に位置づけられております。

資料、1枚戻ります。

そんな中で、市内の中学校における茶道、華道の実施状況をそこに示してございます。

ごらんのとおり、中学校4校、小学校12校において、茶道、華道に触れる機会が設けられています。

先ほどご説明させていただいたとおり、武道のように学習指導要領に位置づけられておりませんので、教科の授業、いわゆる正課としての実施ではなく、その表の教科等のところに示してございますとおり、中学校では総合的な学習の時間や行事で扱われておったり、部活動で扱われておったり、小学校においては、ほとんどクラブ活動という形の枠の中で実施されています。どちらかというとな体験的な実施となっております。

この狙いにつきましては、そこに示させていただいておるとおり、平成18年、教育基本法や学校教育法の改正、平成20年度の中央教育審議会の答申における伝統や文化に関する教育の充実の流れの中にございまして、各学校においても伝統や文化についての理解を深める貴重な機会として実施しております。

その表の中に、指導者においても専門性を持つ外部の指導者に来ていただいて、授業をされているというところが現状でございます。

3枚目でございます。各教科の時間数ですが、先ほどご紹介いたしました総合的な学習の時間というのはこの各教科の総時間数の枠の中でありますので、時間割の中で授業が実施されているというふうにご理解いただきたいと思います。

ところが、学校行事や小学校のクラブ活動、それから中学校の部活動につきましてはこの表のどこにも位置づいておりませんので、この総時間の枠の外でそういった活動が実施されているというような状況でございます。

説明については、以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

理事者からの補足説明はお聞き及びのとおりでございます。

委員の皆様方から理事者への質疑があればお願いいたします。

○ 森川 慎委員

済みません、よろしく申し上げます。

授業なんかで取り入れられているということなのですが、これを選択ということで履修されている生徒数とかそういったものは、わかったら教えていただければなと思いますけれども。

○ 廣瀬指導課長

中学校でございますが、例えば中部中学校1年生の選択という形になっておりますので、20名程度でございます。三重平中学校も3年生の選択という形でやっておりますので、20名程度でございます。あと、小学校は、クラブ活動の選択である場合は10名から最大25名、そういった数の子供たちの希望により受講をしておる次第でございます。全員となっているところについては、三重平中学校は3年生全員1回だけ体験するとか、水沢小学校も6年生全員が1回だけ体験すると、そういった現状でございます。

○ 森川 慎委員

ありがとうございます。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

別段他に質疑はないようでございますので、それでは、討論、意見の表明等はございませんでしょうか。

○ 樋口龍馬委員

ちょっと私も、なかなか全国の先生たちから情報を得るということは難しいんですけれども、市内の茶華道の先生たちがどういう形でこの請願を受けとめるのかというのが読み切れないところがありまして、ちょっとこの場で判断するのは難しいのかなというふうに自分としては感じています。

ですので、私も紹介議員の中にうちの会派の人間も入っているので難しい判断なんですけど、継続審査という形を提案したいと思うので、また、皆さんに諮っていただければというふうに思います。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。要は審査期限延期のご意見ということでよろしいでしょうか。

○ 樋口龍馬委員

はい。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますでしょうか。

○ 土井数馬委員

説明も聞かせていただきまして、理事者のほうの武道との関連も聞かせていただきましたけれども、当初の請願者の説明では伝統の産業の衰退、そこから入ってきているような気がいたしております。最初、私ざっと読んだときに、茶道とか華道はいいなというふうに考えておりましたが、説明の中でもありましたし、樋口委員からもありましたように、華道のほうは流派が多いというのがございましたですね。ですから、総合的に授業の一環にするというとなかなか難しい問題があるんじゃないかと思っておりますので、さっきから出ておりますように、まだ全国的というか、意見の集約もなされていないような気がしております。

しかしながら、四日市は萬古焼があつたり、あるいは鶉の森公園に泗翠庵があつたりして、そういう茶道とか華道には教育委員会としても十分力を入れているところでありますので、今現状ではクラブ活動での充実を図っているところでありますので、まず、四日市でもクラブ活動でもう少し充実を図っていくような対策もとっていただきながら、教育指導システム、私もちょっとわかりにくいところですが、もう少し全体に理解が得られるような場面が出てくるまでちょっとなかなか難しいかなと思っておりますので、もう少し勉強していくというような形で、審査期限の延期でお願いしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

別段ないようですので、これで討論を終了し、採決に移りたいと思いますが、採決の前に、審査期限延期の意見がありましたので、審査期限の延期について、挙手にてお諮りをしたいと思います。

請願第2号教育現場に日本の伝統文化である「茶道・華道」の教育指導システムを一日も早く整備することを求める意見書の提出についてにつきまして、審査期限の延期を求めることに賛成の皆様の手を求めます。

(賛成者挙手)

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

賛成多数ですので、本件の審査期限の延期を求めることといたします。

なお、期限は申し合わせにより、平成27年8月定例会議の最終日までとなります。

[以上の経過により、請願第2号 教育現場に日本の伝統文化である「茶道・華道」の教育指導システムを一日も早く整備することを求める意見書の提出について、採決の結果、賛成多数により審査期限の延期を求めることと決する。]

○ 伊藤嗣也委員長

以上で請願第2号の審査を終了します。

請願者の方、お疲れさまでした。ご退席ください。ありがとうございました。

理事者の入れかえ、お願いいたします。

委員の皆様、引き続きでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ここからは教育委員会の議案審査に移りたいと思います。

教育長から一言どうぞ。

済みません、その前に、傍聴に市民の方が1名入られております。

○ 田代教育長

座って失礼します。

各委員の皆様には、昨日まで本会議一般質問、大変お疲れのところ、きょうからは委員会ということでございます。よろしくお願いいたします。

教育委員会のほうでは、請願は先ほどお聞きしましたけれども、補正予算、債務負担行為の関係が1本と、それから、運動施設の関係の条例の一部改正が1本ございます。そして、協議会、3本を上げさせていただいて、最後に報告事項1本ということでございますが、どうぞ本日よろしくお願いいたします。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

まずは予算常任委員会教育民生分科会として補正予算の審査を行います。

議案第2号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第3号）

第2条 債務負担行為の補正（関係部分）

○ 伊藤嗣也委員長

議案第2号平成27年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、第2条債務負担行為の補正（関係部分）につきまして説明を求めます。

○ 川森スポーツ課長

失礼いたします。スポーツ課の川森でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、資料のほうを説明します。

6月補正予算参考資料8ページ、この資料でございます。それから、もう一つ、教育委

員会資料ナンバー1、①というインデックスのついているものでございます。こちらのほうを見ていただきたいというふうに思います。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいでしょうか。大丈夫ですか。

はい、お願いいたします。

○ 川森スポーツ課長

それでは、昨年度より、市直営で運営してまいりました桜運動施設につきまして、市内の他の運動施設と一体的に管理運営できるよう、四日市市体育協会グループを特定して指定管理を行おうとするものでございます。

指定管理の期間は来年4月1日から平成31年3月31日までの3年間とし、他の運動施設の指定管理が終わる日に合わせようとするものでございます。

債務負担額につきましては、3年間で2500万円をお願いするものでございます。

資料ナンバー1の2ページをごらんください。

そちらの10番というところに指定管理者導入による効果についてということが記載させていただいております。他の運動施設と一体的な管理をすることで、受付窓口が中央緑地窓口などでも可能となり、インターネットによる仮予約も可能となります。これによりまして、桜地区以外の住民が申請する場合の利便性が大きく向上します。また、他の運動施設からの物品共有が可能となるほか、PR面におきましても、他施設への掲示や体育協会ホームページにおいてのPRが可能となります。

なお、桜運動施設の指定管理に関する資料につきましては、6月補正予算参考資料の追加分というものがございますが、こちらのほうの4ページ以降にも記載してございますので、ご参照ください。

説明は以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりです。

委員の皆様、ご質疑がございましたらご発言願います。

○ 森川 慎委員

よろしく申し上げます。

この桜運動施設、私も桜地区の出身で、この間の追加資料でも、ほぼ地域の方が多数を占めて利用させていただいていると思います。地域の方からいろいろご意見いただくと、テニスコートなんですけれども、全部で6面とっていただいているんですけれども、2面が芝に砂を入れたオムニコートというのと、3面がクレーコート、もう一つがハードコートになっているかと思うんですけれども、このクレーコートのほう、結構雨が降った次の日とか、もうぐちゃぐちゃになるもので、利用できないという現状があるというふうに聞いています。

そういった意味で、今、市として直営で運営されているうちにそういったものを地域の声を受けとめていただいて、改修なりというのをしていただいたほうが、地域のため、今後のことを考えていけばいいのかなというような思いもあるんですけれども、例えば指定管理に移った場合、そういった施設の改修とか、大規模な工事になるかと思うんですけれども、そういったものというのはどういったスケジュール感というか、対応していただけるのかなということをお聞かせいただきたいと思います。

○ 川森スポーツ課長

指定管理のほうに移りましても、必要な改修につきましては市のほうでやるという、一定規模以上の大きな金額のかかるものについては私どもでやるという形になりますので、今先ほどおっしゃって見えましてそういったクレーコートの部分について、私どもとしましても、可能であれば、改修をしていく方向でちょっと持ちたいなというふうに考えているところでございます。

○ 森川 慎委員

本当にテニスで実際に使っている地域の方で、そういった意見が非常にたくさん聞きます。そういったこともぜひ心にとめていただいて、可能であれば、できるだけ対応いただくということと、そして、指定管理していただいて、市の直営になってからも利用者はふえているかと思うんですけれども、例えばテニスコート、雨降った日だと実質2面しかとれないというようなことで、指定管理に移ってさらなる利用者の向上とか増加ということ

を考えていくと、地域の人々の利用というのがちょっと滞っていくというようなことも考えられるのかなと思うんですが、そのあたりのご意見はいかがでしょうか。

○ 川森スポーツ課長

先ほどの補正予算参考資料の追加分のほうの資料を見ていただきたいと思います。5ページに利用状況というのを記載させていただいております。平成26年度につきましては市直営となりまして、市直営になってからの人数ということでございます。テニスコートにつきましては1万1635人ということで、倍増とまではいきませんが、5000人程度のかなりの利用者増というふうな状況になっております。

したがって、これを先ほど申し上げましたように指定管理にすることによって、さらに多くの利用が図られるということが可能になるというふうに見ておりますが、先ほどおっしゃっていただいたように、現在でも、例えば雨が降ると利用を中止されているという、そういった状況もございますので、そのあたり十分費用対効果も検証しながら、必要な措置はとってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○ 森川 慎委員

ありがとうございます。

地域の声、本当にそういった声が大きいですので、そのことをしっかりと理事者の方も思っただいて、対応いただければなと思いますので、よろしく願います。ありがとうございました。

○ 伊藤嗣也委員長

関連。

○ 樋口龍馬委員

今の森川委員から指摘のあった部分の声は、スポーツ課のほうでは吸い上げはあるんですか。

○ 川森スポーツ課長

聞いております。

○ 樋口龍馬委員

もちろん今から審査を行っていくことですのであれなんですけれども、そういった声があるということもしっかり引き継ぎもかけながら、市としても必要と考えているんだったら、やっていきたいとかというのではなくて、もともとの質問の意図はスケジュールについても確認をしているところですので、指定管理に移った後でもしっかりと整備の計画に市も踏み込んでいくんだとか、その費用の負担の割合のこともありますので、整理かけながら渡していただかなきゃいけないなというふうに感じていますので、そこは強くお願いをしておきます。

以上です。

○ 川森スポーツ課長

そのように考えていきたいと思います。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますでしょうか。

○ 小川政人委員

直営になってからまだ間がないと思うんですけど、それできちっと整備をしたのに利用できないというのはどういう話なんですか。

○ 川森スポーツ課長

直営になってからまだ1年たったばかりでございますが、現在、先ほどおっしゃっていただいたように、コートの種類といいますか、芝のコートが2面、それからクレーコートが3面で、多目的といいますか、ハードコートが1面という形になっている状況でございます。クレーコートというのは土の部分でございますので、そういう雨が降ると少しぐちゃぐちゃという形の状況ができますので、そのあたり利用者がどんどんふえてまいりますと、なかなか使えないという状況が出てまいりますから、そういった改修も必要になってくるというふうに考えているところでございます。

○ 小川政人委員

直営にする前に、あわせて整備をするということやったんと違ったかな。僕の記憶違いかな。それはただ桜運動広場を桜地区から引き継いだだけという話じゃなくて、直営にするときにテニスコートの整備もしたんと違うのかな。

○ 川森スポーツ課長

追加分のほうの資料の4ページになりますが、2、平成26年度の市による管理運営ということで、施設整備というのを記載させていただいております。(1)、(2)、(3)ということで、私どもが整備をさせていただいたのは、トイレの洋式化及び浄化槽の設置、それから更衣室及びシャワー室の設置、そしてトラクター用の倉庫の設置ということで、私どもが管理する29の施設がございますが、それと利用者に施設を提供するものとして最低限必要な設備を設置するということで整備をさせていただいております。テニスコートそのものの改修というのは、その時点では考えていないというか、申し上げてはおりませんでした。

○ 小川政人委員

テニスコートの利用者があって、そういう不備があるのに改修をしなかったというのがようわからんのやけど、僕の今までの知識では、もともと桜運動広場ということで桜地区のものやったと。ただ、もう桜地区では手に負えなくなって、四日市市に直営でやってほしいと。そういう条件の中で、じゃ、もう桜地区だけ優先で使用するのではないよと、あくまで広く四日市市民に使ってもらおうということ、そういう経過もきちっと話をしてかんと、いや、桜地区だけ優先して使わせてくれという話にもならんし、それと、もう一つは、森川委員が言うように、悪いところがあったら、直営にしたんやできちっと直してもらわんとあかんで、そこはそんな状態であるなら、市の管理なんだから、前のスポーツ課長は嫌々引き受けるというような表現も、本当は要らんのですわみたいなことも言うておったんだけど、それはそれで引き受けた以上はきちっと市としての整備をしていかなあかんもんで、その辺はきちっと雨の次の日も利用できるような、そりゃ大雨が降ったらまたそれは別やろうと思うけど、なるべくきちっと整備をしてください。

○ 川森スポーツ課長

ありがとうございます。そのように考えていきたいというふうに思います。

○ 小川政人委員

ただ、特定ということとした意味はわかるんだけど、ほかのところと一緒に合わせるといふ部分、その3年間の金額というのが、これは1年分を参考にして出したのか、どういふふうに2500万円という金額を出したのか。

○ 川森スポーツ課長

平成26年度に市が直営として実際に運営をさせていただきました。そこに係る費用についてを基本として算定をさせていただいたところでございます。

○ 小川政人委員

だから、平成26年度は幾らやったんやというのは、まだ出ていないのかな。

○ 川森スポーツ課長

同じ追加資料の7ページをごらんいただきたいというふうに思います。

そこに5番として債務負担限度額の積算についてというのを記載させていただいておりますが、そこに積算額と平成26年度の実績額を入れさせていただいているところでございます。これが積算の根拠ということでございます。

○ 小川政人委員

この特定というところでいくと、もう業者は決まっておるわけやから、これで納得してもらっておるということでもいいんかな。

○ 川森スポーツ課長

具体的な数字は多分これで納得していただけるものというふうに考えております。

○ 小川政人委員

だから、1者しかおらんのやから、納得していただけるものという話ではあかんで。これできちっと了解を得てという金額でないと、いや、そんなの知らんと言われたら、あん

たら、特定にするという意味は、そこがきちっと決まっておって特定にするということな
んやで、その辺はきちっとしてくれやんと。

○ 川森スポーツ課長

ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

○ 伊藤嗣也委員長

関連。

○ 土井数馬委員

私は選定の考え方につきましては別段ないんですけど、広く公募の上で選定することが
条件ですけれども、特定の場合にはこうあってもいいというふうなことですけれども、7番
の指定管理者の選定スケジュールについても、ヒアリングをやるわけですよ、やっぱり。
プロポーザル方式に準じて審査を行うとあるわけで、今、小川委員おっしゃったように、
2500万円がそのヒアリングのところで反対にもっと少なくしてくるかもわからないという
ことはあるわけですから、その辺は普通のプロポーザル方式に準じて審査を行うのであれ
ば、その辺もきちっと向こうの提案もやはり聞くわけでございますわね。その上で、もし
折り合いがつかない場合はどうなるんですかね。

○ 川森スポーツ課長

先ほど今、土井委員のほうからおっしゃっていただきました新たな提案という形で、当
然それは例えばスポーツ教室なり、そういったものの提案を受けるとい形になりますの
で、これは当然この金額以内でということで、私どもはこれ以下でというふうに強く求め
てまいりたいというふうに考えているところでございます。

○ 土井数馬委員

いろいろヒアリングを行う中で、10番にいろいろ効果なんかもちちらで用意してもらっ
てある、恐らくこういったことを言われるんだらうと思いますけれども、それ以外にもい
つもおりのプロポーザル方式に準じた審査ということで厳正に行っていくことをお願い
しておきます。

以上でございます。

○ 川森スポーツ課長

ありがとうございます。わかりました。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

討論、採決へ移る前に、全体会審査へ送るべき事項かどうか、委員の皆様からのご提案がございましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、全体会に送らないこととします。

これより、討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

特にないようでございますので、討論を終結し、採決に移りたいと思います。

それでは採決させていただきます。

ご異議もないため、簡易採決の上、行います。

議案第2号平成27年度四日市市一般会計補正予算（第3号）第2条債務負担行為の補正（関係部分）につきましては、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本案は可決するものと決しました。ありがとうございました。

[以上の経過により、議案第2号 平成27年度四日市市一般会計補正予算(第3号)、第2条債務負担行為の補正(関係部分)について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 伊藤嗣也委員長

次に行く前にですが、少し休憩をとりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○ 土井数馬委員

桜運動施設の設置の条例で、関連していますので、このままどうですか。

○ 伊藤嗣也委員長

いいですか。

それでは、続けさせていただきます。

それでは、次に、教育民生常任委員会として一般議案の審査を行います。

議案第5号 四日市市桜運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○ 伊藤嗣也委員長

議案第5号四日市市桜運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての説明を求めます。

○ 川森スポーツ課長

続きまして、議案第5号につきましてご説明をさせていただきたいというふうに思いま

す。

議会定例会議案、こちらのほうになります。37ページをごらんください。

○ 伊藤嗣也委員長

はい、お願いいたします。

○ 川森スポーツ課長

失礼します。

議案37ページのほうをお願いいたします。

先ほどの補正予算でも審査いただきました桜運動施設の指定管理を可能とするために関係条例を改正しようとするものでございます。

第3条におきまして、指定管理を可能とする内容に、そして、第5条におきまして、指定管理者の業務の範囲を加えまして、その他各条文において、これに必要な修正を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりです。

委員の皆様、ご質疑がございましたら、発言願います。

○ 小川政人委員

ちょっとこれとは違うんだけど、それるけれども、運動施設を一体化してこれから一つの業者に指定管理をしていく、それはプロポーザルで、以後は特定ではなくなると思うんだけど、その中で一つ、シニア利用割引というのを考えてほしいという要望がいろんな団体から出ておるもので、その辺のことは一遍、1カ所だけシニア割引というのはできへんやろうで、スポーツ施設全体をそういう部分で一考してほしいなという、次の段階で結構ですので、一つ考えてほしいなと思います。

○ 川森スポーツ課長

先ほどの41ページのほうにこの桜運動施設の利用条件の上限額ということで、多目的広場1時間につき430円、テニスコートは520円という形で上限額を決めさせていただいております。したがって、指定管理につきましても、この金額以下で金額を決めてくるということになると思います。

先ほど小川委員のほうからご提案ございましたシニア利用の割引というものでございます。実際問題私どもとしましては、そんなに高い金額ではないかなというふうにも思いますが、一度データの的にも全く私どものほう、今ちょっと整理がされていけませんので、そのあたりは一度精査してまいりたいというふうに考えております。

○ 伊藤嗣也委員長

小川委員、よろしいですか。

○ 小川政人委員

これはテニスのことじゃなくて、他市では野球でそういうことをやっているということがあったもので、それは四日市にもと言うんやけど、今は指定管理になっておるから、なかなか今すぐ柔軟にはやることができないということで、できたらこの3年後かそこらで一遍そういう方向も打ち出して、それも含めた指定管理料というのを出してやってもらいたいなという、これが要望の趣旨です。

○ 川森スポーツ課長

ありがとうございます。ご提案いただきましたように、他市の状況もあわせて調査をさせていただいて、3年後に向けて一度検討してまいりたいというふうに思います。

○ 伊藤嗣也委員長

関連。

○ 樋口龍馬委員

指定管理者におんぶに抱っこになってしまっただけお願いいたします。きちんと入れるんだったら条例改正で、例えば60歳以上の利用についてはとって上限額を設けてということを書いてみえるというふうに思いますので、これ以下なんだから、営業努

力でこういうことをせいよというふうにはぼこんと入れてしまうんでなくて、条例の中に盛り込みつつやっていかないと、どこがとったかによって金額が変わってしまうと思いますので、検討に当たってはそういうことも考慮に入れていただきたいと思います。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますでしょうか。

○ 中川雅晶委員

確認ですけど、これは条例なので直接関係ないかもしれないですけど、仕様書に入っているのかもしれないですが、備品の購入とか、それから、修繕で指定管理者が支払う上限、市が支払う、その限度額というのは幾らでしたか。

○ 川森スポーツ課長

基本的には修繕につきましては100万円までが指定管理者で、100万円以上につきましては市という形になっております。

○ 中川雅晶委員

ここだけではないですけど、100万円ですので、やっぱり市のほうも備品の確認をしていただいて、適切に修繕なりしていただくようにチェックをよろしく願いいたします。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

答弁、よろしいですね。

○ 中川雅晶委員

はい、いいです。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご質疑もないようですので、これより討論に移ります。
討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

別段ないようですので、採決に移りたいと思います。
別段反対表明もないため、簡易採決により行います。
議案第5号四日市市桜運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、
原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本案は可決するものと決しました。

[以上の経過により、議案第5号 四日市市桜運動施設の設置及び管理に関する条例の
一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、委員の皆様、ここで少し休憩をとりたいと思いますが、あちらの壁の時計で、
11時15分再開でよろしく願いいたします。

11 : 04 休憩

13 : 20 再開

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、続きまして、健康福祉部の審査を行ってまいります。
部長から一言どうぞ。

○ 永田健康福祉部長

よろしくお願いいたします。健康福祉部長として初めての教育民生常任委員会を迎えさせていただきます。1年間お世話になりますが、よろしくお願いいたします。

今日は、障害者体育センターの指定管理とそれに伴う債務負担行為、この案件を上げさせていただきます。よろしくご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

まずは予算常任委員会教育民生分科会として補正予算の審査を行います。

議案第2号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第3号）

第2条 債務負担行為の補正（関係部分）

○ 伊藤嗣也委員長

議案案第2号平成27年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、第2条債務負担行為の補正（関係部分）につきまして、説明を求めます。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

障害福祉課長の水谷でございます。よろしくお願いいたします。

議案第2号平成27年度四日市市一般会計補正予算、債務負担行為の補正のうち、障害者体育センターの指定管理に係る委託料の債務負担行為を設定するものでございます。

補正予算書は8ページと16ページ、それから、平成27年6月定例会議の6月補正予算参考資料7ページのほうに掲載がでございます。ただ、説明のほうにつきましては、予算常任委員会教育民生分科会資料、右上に健康福祉部資料ナンバー1というふうに出ておりますけれども、こちらの資料に基づいて、ご説明のほうを申し上げます。

まず、1 ページ目をごらんいただきたいと思います。

今回、債務負担行為の設定をお願いいたしますのは、西日野町にございます四日市市障害者体育センターでございます。こちらの体育センターは、障害のある人が優先的に利用できる体育館として昭和52年度から機能しておりまして、平成18年度からは指定管理者制度を導入し、今年度末で2期目の指定管理期間が満了となります。来年度以降、この障害者体育センターを運営していただく指定管理者を一般公募するに当たりまして、平成27年度中に指定管理者を公募選定し、平成28年度から32年度までの5年間、指定を行うものでございます。

この障害者体育センターは、障害者のスポーツ振興を通じて身体機能の維持向上や交流機会の確保を図り、自立と社会参加を促進することを目的とした施設であり、四日市市障害者体育センター条例を根拠とする施設でございます。現在はNPO法人障害者福祉チャレンジド・ネットを管理者として指定しております。

管理業務の内容でございますが、主なものは、障害者体育センターの使用許可や利用料金の徴収、施設の維持管理等といった業務になります。

指定期間の債務負担行為額につきましては、平成27年度中に指定管理の選定を行い、この27年度から32年度までで2210万円の債務負担行為額の設定をお願いするものでございます。

応募の条件でございますが、条例改正のほうの議案とも実は関係をしてまいります。一つは、障害者及びその保護者が構成員であり、市内に主たる事務所を有する法人ということで、これは従来どおりでございます。この条件以外にもう一つ、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者であり、市内に主たる事業所を有する法人というのを追加し、このどちらかの条件を満たす法人を応募の条件として考えております。

申しわけございません、6月補正予算参考資料の7ページのほうをごらんいただきたいと思います。上のほうに障害者体育センター管理運営費（債務負担行為）と出ております。

この7ページの2の内容、（3）選定の考え方、条件付公募と掲げておりますけれども、先ほども申し上げましたように、従来の応募の条件は、障害者及びその保護者が構成員であり、市内に主たる事務所を有する法人、この一つでございました。今回、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者であり、市内に主たる事務所を有する法人というのを追加することによって、障害者支援に携わってきた知識、経験を生かした管理運営手法を導入することで、障害者のスポーツ振興に向けた施設利用の促進を図るとともに、

将来的に就労を希望する障害者に対して施設のメンテナンス業務などに関する体験とか実習機会の提供も可能になると考えているところでございます。

申しわけございません、再び予算常任委員会教育民生分科会資料、右肩資料ナンバー1のほうでございます。こちらの1ページの下段の7、8のところでございます。

今後のスケジュール及び選定の方法につきましては、この6月定例会議会で議決をいただきましたら、7月から8月に公募を行いまして、選定委員会によるヒアリング及び選考を経た上で、11月定例会議会において指定管理者指定の議案を上程させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

説明は以上でございます。

○ **伊藤嗣也委員長**

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

委員の皆様、ご質疑ございましたら、ご発言願います。

○ **樋口龍馬委員**

よろしくお願ひします。

新しい期待を寄せていくということで説明をいただいているんですけども、5年になっていますよね。新しいことを期待していくときにも、これは3年じゃなくて5年でいくんですか。確認させてください。

○ **水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長**

基本的に全く、例えば直営から新たに指定管理者制度を導入するに当たりましては、基本3年、継続の場合は5年という考え方がございます。今回の場合も平成18年度に導入をし、一般公募の枠は広げるといふ、若干そのあたりの変更点はございますけれども、基本的な考え方は5年というふうなところで行かせていただく予定でございます。

○ **樋口龍馬委員**

制度の問題になってくるので、健康福祉部で議論していてもしょうがないのかもしれないので、ここでとめますけれども、新しい付加的な部分に期待をしながら指定管理者を切

りかえていくというか、募集していくときに、業務になれてきているということもあったり、3年間の経験をもとに、さらに延長することでコストの面でも期待ができるというのが、3年、5年の切りかえの考え方であったというふうに思っているんです。

その中で、少し新しいことも期待しながら民間に対して間口を広げていくという状況で、果たしていきなり5年でいいのかなというところは、自分の中では少し疑問に思うところはあるんですが、制度のことをここで言うてもしょうがないので、わかりました。コメントだけにさせていただきます。

○ 伊藤嗣也委員長

答弁、よろしいですか。

他にございますか。

○ 小川政人委員

条件というか、前の条件のときの法人は幾つあって、今度のを加えると幾つになるのかというのはわかる。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

従来の障害者及びその保護者が構成員であり、市内に主たる事務所を有する法人としては三つございます。新たに加わる法人といたしましては、30の法人がございます。

以上でございます。

○ 小川政人委員

30と言った。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

はい、30の法人がございます。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますか。

○ 中川雅晶委員

ちょっと確認というか、平成25年度のモニタリングレポートの中で、利用者が総数としては減少しておるんやけれども、支出額を抑制して黒字の収支決算にはなっているんですが、整理整頓とかという部分とか、備品とか、不用なものの物品の除去とかというところにちょっと課題がありますよというのと、職員の配置の不備がありましたよとかという部分とかというのが少し報告されている部分と、また、安全性の部分では、ちゃんと一時避難所としてトランシーバーとかを購入して体制を整備してもらっていますよとかってあるんですけど、例えば今回法律に基づいて広げられているということですが、指定管理者としてのモニタリングの評価を含めて、行政の評価としてはどういう評価されていたんですか、今までの管理としては。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

平成18年度から障害者福祉チャレンジド・ネットさんのほうに指定管理者として運営のほうをお願いしておりますが、平成17年度までは、利用者さんは大体3000人前後ぐらいでございました。このチャレンジド・ネットさんのほうに変わりましたからは、利用者さんのほうが倍増、6000人を超えるというふうなところで、非常に障害者団体さんの組織力を生かした形でのいろんな呼びかけであったり、働きかけ、あるいは身体障害ばかりでなく、知的障害とか精神障害の団体さんのほうにもいろいろと働きかけをしていただいて、利用者さんのほうを大変伸ばしていただいたというふうなところは大きく評価をしております。

一方で、例えば経理の面であったりとかというふうなところとか、それから、チャレンジド・ネットさんのほうの会員さんのほうが10年前と比べますと随分高齢化をしてきているというふうな実情がございます。その辺のところは、少し組織力としては10年前と比べますと少し弱ってきているのかなというふうに感じております。

以上でございます。

○ 中川雅晶委員

自主事業の状況もこうやって報告されている、結構自主事業もしていただいているのかなと思うところが先ほどの課長の評価でもあるのかなと思うんですけど、あわせて課題というのも教えていただきましたけれども、今回の指定管理が障害者雇用に結びつくような形でぜひ行っていただくように、要望だけお願いしておきます。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

討論、採決へ移る前に、全体会へ審査を送るべき事項かどうか、委員の皆様からのご提案がございましたら、発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なしということでございますので、それでは、全体会に送らないことといたします。

これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ないようでございますので、討論を終了しまして、これより分科会としての採決を行います。

ご異議、反対表明もないため、簡易採決により行います。

議案第2号平成27年度四日市市一般会計補正予算（第3号）第2条債務負担行為の補正（関係部分）につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決するものと決しました。

[以上の経過により、議案第2号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、第2条債務負担行為の補正（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、次に、教育民生常任委員会として一般議案の審査を行います。

議案第4号 四日市市障害者体育センター条例の一部改正について

○ 伊藤嗣也委員長

議案第4号四日市市障害者体育センター条例の一部改正についての説明を求めます。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

障害福祉課長の水谷でございます。よろしくお願いいたします。

資料のほうにつきましては、四日市市議会定例会議案、こちらの35ページのほうでございます。よろしくお願いいたします。

先ほども申し上げましたように、来年度以降、この障害者体育センターを運営していただく指定管理者を一般公募するに当たりまして、現在の条例では、指定管理者として管理運営ができますのは、第5条に定める障害者及びその保護者が構成員であり、市内に主たる事務所を有する法人のみでございます。今回、この条件以外に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法のことでございますが、この障害者総合支援法に基づきまして、別に定める障害福祉サービスを提供する指定障害福祉サービス事業者のうち、市内に主たる事務所を有する法人も指定管理者として管理運営できるよう、条例を改正しようとするものでございます。

私のほうからの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

委員の皆様、ご質疑がございましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

別段ご質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

討論を終了し、採決に移りたいと思います。

反対表明ありませんので、簡易採決により行います。

議案第4号四日市市障害者体育センター条例の一部改正につきましては、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ご異議なしと認め、本案は可決するものと決しました。

[以上の経過により、議案第4号 四日市市障害者体育センター条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 伊藤嗣也委員長

以上で、健康福祉部所管部分についての審査は終了となります。お疲れさまでした。

理事者入れかえ、お願いいたします。

13 : 37 休憩

14 : 01 再開

○ 伊藤嗣也委員長

議案、協議会事項は全て終了いたしました。

ここからは、その他事項がございます。皆さん、もう少しだけお時間下さい。済みません。

それでは、その他事項の11番でございますが、6月定例会議会中の所管事務調査につきましては先ほど確認させていただきましたので、なしということによろしいですね。確認させてもらいますが。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

12番、6月定例会議会、議会報告会、シティ・ミーティングについて、日時、平成27年7月7日火曜日、午後6時30分より、会場、総合会館8階第4会議室ですが、こちらにつきまして、昨年度まで委員ごとによる担当の箇所を説明した方式でことしもさせていただきますと思います。

それでは、お手元に配付してあります担当表をごらんください。

今回は議案が少なかったため、皆さんに割る振ることはできませんので、3名の方にご報告をいただくということと、1人五、六分程度、それから、シティ・ミーティングの司会進行役について決めさせていただきたいと思います。

それで、ご希望のある方と申し上げてもなかなか手が挙がらないと思いますので、委員長としまして議事進行がスムーズにいくためにお願いをしたいと思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

まず、ナンバー1の教育委員会でございますが、こちらにつきまして、森川委員、よろしいでしょうか。

○ 森川 慎委員

はい。

○ 伊藤嗣也委員長

済みません、ありがとうございます。

ナンバー２、健康福祉部でございますが、三木委員、よろしいでしょうか。

○ 三木 隆委員

はい。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしく申し上げます。

３番、教育委員会の請願の審査の件でございますが、太田委員、よろしいでしょうか。

○ 太田紀子委員

はい。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。どうか五、六分程度でおまとめいただきまして、当日よろしく
お願いいたします。また、何か不明点がございましたら、書記のほうに確認いただいて、
簡単に資料等おまとめいただければと思います。

それから、司会進行でございますが……。

(発言する者あり)

○ 伊藤嗣也委員長

当日の資料につきましては、議案資料、委員会資料を中心に事務局で作成し、担当の委
員に事前にお示しし、調整させていただきますということでございますので、また委員の
皆様から説明箇所に関する資料の要望等がございましたら、事務局までお伝えください。

それで、司会進行でございますが、石川副委員長に議会報告会並びにシティ・ミーティ

ングのほうを両方ともお願いしたいと思いますが、皆さん、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

シティ・ミーティングのテーマでございますが、教育民生常任委員会の所管事務事項全般についてでございますので、皆様、質問があったときには手を挙げていただきまして、よろしくお願いたします。

それで、この12番は終わらせてもらいます。

行政視察につきまして、事務局より説明をお願いいたします。皆様、お手元の資料をご確認ください。

(事務局説明)

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

何かご質問は。

それで、13日の月曜日、初日ですが、長野市内のほうで夜皆様と一緒に食事するような予約はさせていただいてあります。

以上でございますが、この件についてはよろしいでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

それでは、最後の14番、休会中所管事務調査につきまして確認をさせていただきたいと思しますので、よろしくお願いたします。

休会中所管事務調査の事項と日程についてでございますが、きょうの冒頭、中川委員から5点のご提案があったと思います。1点目、子ども・子育て支援新制度、幼稚園、保育

園のあり方などだったと思います。また、2点目、コミュニティスクールの関係、3点目、学校規模適正化の関係、4点目が地域包括ケアシステムの関係、5点目が生活困窮者自立支援制度であったかと思いますが、他の委員の皆様のご意見もお伺いしたいと思いますが、調査を行いたい事項はございますでしょうか。

○ 樋口龍馬委員

先般、四日市市が手話通訳者の立場を臨時職員に切りかえていくという動きがあるというふうに聞いています。その状況がどうなっているのか、今、議会のほうでも手話通訳をふんだんに取り入れているところでもありますので、その辺の現状についての調査をしたいなというふうに考えておりますので、何とぞご賛同いただきますよう、よろしく願いいたします。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

他にございますでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

そうしますと、樋口委員から1点、手話通訳の現状等でございますが、全部で6点のご提案をいただいたということでよろしいでしょうか。

多くのご提案をいただきましたので、それぞれの調査事項につきましては、今年度の当委員会の中で日程の許す限り、それぞれの休会中の調査として今後調整をさせていただきますと思います。

なお、今定例月議会終了後の休会中につきましては、委員会開催の日程の都合もありますので、調査件数を決めていただく必要がございます。今回の休会中に行う調査項目や件数、優先順位等について、委員の皆様のご意見をお聞かせください。皆さんで今の6点について、今後どのように優先順位等をつけていく必要があるかと、それから、休会中に1項目、2項目できるのか、その辺もあろうかと思っておりますので、ちょっとその辺、皆様と一緒に、この休会中につきましてはどれを扱うかとか、ちょっとその辺、意見をいただき

たいと思いますが。

○ 中川雅晶委員

私もようけ提案しましたが、急ぐのは、午前中も言いました——急ぐのって、いや、僕が急いでいるわけじゃないですけども——子ども・子育てかなど。幼稚園、保育園のあり方というのが、あり方検討会議の答申が秋ぐらいに出てくるとなれば、これを優先していくのが妥当ではないかなと思いますので、よろしくお願いします。

○ 伊藤嗣也委員長

樋口委員は、先ほどのご提案は……。

○ 樋口龍馬委員

まずご報告をいただくというところだと思うんです。なので、非常にショートに終わっていくと思うので、項目の中で並行して入れていただけたらいいのかなと思いますので、よろしくお願いします。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

そうしますと、ただいまの中川委員の子ども・子育て支援新制度についてと、樋口委員の手話通訳者につきましてをこの休会中、7月、8月の休会中の所管事務調査のテーマとしてよろしいでしょうか、皆様。

○ 中川雅晶委員

提案なんですけど、昨年度の教育民生常任委員会で所管事務調査した内容であったりとか、学校規模の適正化で小規模校と大規模校にお伺いをして意見聴取をした内容であるとか、また、ここに幼稚園関係の方々が来て意見交換会をさせていただいたとかという議事録が多分ありますので、簡易な議事録だけ余り手もかけずに出してもらって、皆さんに配付していただければ、より深まった議論ができるのではないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

それ、事務局のほう、よろしくお願ひします。

他にございますでしょうか、ご意見。よろしいですか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、日程につきまして、事務局、日程案ありましたですね。

休会中の委員会の日程について、本日、皆さん、済みません、手帳を今お持ちでしょうか。もうきょう、決めさせていただければと思うんですけども、もしお持ちでない方いらっしゃったら、部屋にありましたら。よろしいですか、進めて。

○ 土井数馬委員

都合悪けりゃ、あれですし。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしくお願ひします。

それなら、進めさせてもろうてよろしいでしょうか。

○ 土井数馬委員

はい。

○ 伊藤嗣也委員長

小川委員もよろしいですか。

○ 小川政人委員

はい。

○ 伊藤嗣也委員長

正副委員長のほうで協議した結果、候補日を7月27日月曜日の午前または午後、あるいは7月28日火曜日の午前または午後とさせていただきますが、委員の皆様のご都合はいかがでしょうかということなのですが、逆に言うたらここしかあいてないというふうにご理解ください。

2点ありますので、両方。とりあえず28日の午前と午後と一応分けているんですけど、その辺はどうしましょう。今、28日のほうがいいというご意見いただきましたので。

○ 中川雅晶委員

午後のほうがいいと思います。二つありますので。

○ 伊藤嗣也委員長

はい。そうしましたら、ただいま中川委員から28日火曜日の午後というご意見を頂戴いたしました。どうでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしたら、7月28日火曜日午後とさせていただきます。午後は1時でよろしいでしょうか、皆さん。

○ 中川雅晶委員

1時半。

○ 伊藤嗣也委員長

ごめんなさい、1時半ですね。1時半でよろしくお願いたします。

それでは、全ての事項が本日終了いたしましたので、委員会を閉じさせていただきます。委員の皆様におかれましては、長時間、最後までお疲れさまでございました。ありがとうございました。

14：17閉議